

令和8年度こども誰でも通園制度 利用申請に当たっての確認書
 ※確認事項をお読みになり、該当する全ての口にチェックの上、裏面に署名をお願いします。

申請について		
1	申込み前に港区こども誰でも通園制度利用のご案内を読み、内容を理解しました。	☐
2	利用申込みに際して、記載内容に虚偽はありません。虚偽があった場合、申請は無効となります。	☐
3	申請後に、利用希望施設や利用希望日時等、申請内容に変更があった場合は、速やかに担当課へ連絡の上、必要な書類を提出します。申請締切日までに提出されない場合、変更内容が反映されません。	☐
4	必要に応じ、教育・保育施設の利用状況など申請の内容について、担当者が申請者に確認をする場合があります。	☐
5	利用内定後に、申請内容に変更があったことが判明した場合は、利用内定が取消しになる場合があります。	☐
6	申請後に、幼稚園や保育園に入園が決定するなど、対象児童の要件を満たさなくなった場合は、こども誰でも通園制度の利用ができません。 ・幼稚園 ・認可保育園 ・認定こども園 ・地域型保育事業(小規模保育事業所、居宅訪問型保育事業) ・企業主導型保育施設	☐
7	追加の書類の提出を求められた場合は、指定の期日までに提出します。	☐
抽選から利用開始までについて		
8	定員を超える申請があった場合は、抽選により利用内定者を選出します。	☐
9	利用内定を辞退する場合は、定められた期限までに速やかに担当課に連絡します。	☐
10	利用内定後、申請時に希望した利用曜日を変更することはできません。	☐
11	障害や疾病、発達の遅れなど気になることがあるお子さんについては、施設の状況により利用曜日や時間等を調整させていただくことがあります。また、内定後に判明した場合は内定取消しになる場合があります。	☐
利用開始後について		
12	利用開始後、申請時に希望した利用曜日を変更することはできません。	☐
13	保育園等利用の場合、利用時間の変更を希望する場合は、空きを施設に確認の上で、利用月の前月15日までに利用施設にご相談ください。	☐
14	お子さんが入院やけが等で、月の初めから1か月間利用をしない場合は、「利用休止」ができます。ただし、利用休止ができる期間は1か月のみです。1か月を超えて利用をしない場合は利用が終了となります。	☐
15	利用開始後に、幼稚園や保育園に入園が決定するなど、対象児童の要件を満たさなくなった場合は、利用停止となります。	☐

本確認書の事項について全て確認し、同意しました。

年 月 日

保護者署名
